

令和6年度整備 看護小規模多機能型居宅介護事業所への転換の審査基準

大項目	No.	小項目	内容説明
事業主体の適格性	1	開設の動機、熱意(運営理念)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険、地域密着型サービス、看護小規模多機能型居宅介護についての深い知識と十分な理解がある。 ・既存のサービスで対応できなかったニーズについて明確に説明ができる。
	2	事業運営の基本方針が適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護と小規模多機能型居宅介護のいずれの基本方針も踏まえたものとなっている。 ・基本的な考え方と今後の展望についての考え方や具体的な運営方針が適切である。
	3	家族・地域との交流、他の介護、医療、福祉サービス事業者や姫路市・地域包括支援センターとの連携を具体的に計画しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、地域との交流について具体的に計画している。 ・家族、地域との交流とケアとの相関に十分な理解がある。 ・協力医療機関、歯科、バックアップ施設等との連携内容について具体的に計画している。 ・姫路市、地域包括支援センターとの連携・情報提供について具体的に計画している。
	4	既存法人の運営状況が良好であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・監査指摘事項に対する改善は適正か。公平性、公正性が確保されている等、整備事業者としてふさわしい者か、過去の事業実績や整備実績の優劣を評価する。 ・現在の法人運営に、転換にかかる整備の支障となる問題がないこと。
用地確保	5	当該用地に施設を建築することに問題はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法、建築基準法、文化財保護法上の問題など、建築に支障が出るものが予想されることはないか。 ・災害危険地域及び都市計画道路等の予定地に該当しないか。 <p>※増築による敷地拡大を伴わない場合は「問題なし」とする。</p>
資金計画	6	整備資金調達の方法が確実かつ適正であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・建築資金計画に不安要素があってはならない。 <p>※増築による敷地拡大を伴わない場合は「問題なし」とする。</p>
	7	資金計画は自己資金によるものであるか	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな借入を起こさず、積立金や繰越金を財源とした計画が望ましい。
事業運営	8	必要な人員確保の計画が立っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業からの異動が多い。 ・人員確保、職員研修等の計画が明確に示されること。 ・看護職員、介護支援専門員(計画作成担当者)が常勤に近い。 ・介護職員は有資格者(介護福祉士、訪問介護員等)の採用を見込んでいる。 ・訪問看護等の併設事業所との職員の兼務等について明確に説明できる。
	9	利用者から徴収する費用(宿泊に要する経費・食費等)は高額でないか	<ul style="list-style-type: none"> ・転換に伴い、費用の値上げを行う予定はないか。
	10	利用者の処遇に問題はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や家族に事前に十分に周知し、納得のうえで転換する計画であるか。 ・要支援者や医療サービスを必要としない利用者に対し、他の事業所を紹介するなど、受け皿の確保について具体的に計画されているか。
建設条件	11	施設の規模及び形状は適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・定員等の施設の内容から敷地、建物の規模、形状を判断する。 ・利用者の面会者用の駐車場が確保されていることが望ましい。
	12	増改築により既存建物に不都合が生じないか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存部分の本来の機能に不都合が生じないか。 <p>※増築による敷地拡大を伴わない場合は「問題なし」とする。</p>